

法人名 社会医療法人財団 大和会
所在地 東京都東大和市南街一丁目13番地の12

医療法人番号 3

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	6,603,753	I 流 動 負 債	3,503,998
現金及び預金	3,520,787	買掛金	929,171
事業未収金	2,913,339	短期借入金	756,191
たな卸資産	132,723	未払金	1,200,713
短期貸付金	5,411	短期未払金	65,710
前払費用	25,637	未払費用	54,622
その他の流動資産	12,170	未払法人税等	18,759
貸倒引当金	△ 6,316	前受金	666
II 固 定 資 産	5,939,445	預り金	88,252
1 有 形 固 定 資 産	5,700,296	仮受金	1,545
建物	3,893,058	賞与引当金	363,208
構築物	15,098	リース負債	1,729
医療用器械備品	820,589	未払消費税等	23,427
その他の器械備品	99,276	II 固 定 負 債	5,870,800
車両運搬具	3,774	長期借入金	2,576,971
土地	583,170	長期未払金	202,606
リース資産	3,618	退職給付引当金	2,919,380
建設仮勘定	281,710	役員退職給付引当金	169,524
2 無 形 固 定 資 産	171,317	長期リース負債	2,318
ソフトウェア	166,828	負債合計	9,374,799
電話加入権	4,488	純資産の部	
3 その他の資産	67,831	科 目	金 額
敷金	10,129	I 積 立 金	3,168,399
預け保証金	1,600	設立等積立金	515,715
保険積立金	8,368	繰越利益積立金	2,652,684
繰延税金資産	23,411	純資産合計	3,168,399
その他の固定資産	24,323	負債・純資産合計	12,543,198
資産合計	12,543,198		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

医療法第51条第2項該当法人

法人名 社会医療法人財団 大和会
所在地 東京都東大和市南街一丁目13番地の12

医療法人番号 3

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		17,239,718
2 事業費用		
(1)事業費	17,515,716	
(2)本部費		17,515,716
本来業務事業損失		275,998
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		457,815
2 事業費用		441,179
附帯業務事業利益		16,636
事業損失		259,362
II 事業外収益		
受取利息	2,542	
その他の事業外収益	388,206	390,748
III 事業外費用		
支払利息	37,337	
その他の事業外費用	64,136	101,473
経常利益		29,912
IV 特別利益		
固定資産売却益	1	
前期修正益	131	132
V 特別損失		
固定資産除却損	209	
前期損益修正損	10,756	10,965
税引前当期純利益		19,079
法人税・住民税及び事業税	18,761	
法人税等調整額	△ 1,827	16,934
当期純利益		2,146

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しております

2. 固定資産の減価償却の方法

1 有形固定資産

定率法を採用しています。但し、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備並びに構築物について定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 39 年～47 年

建物附属設備 6 年～20 年

構築物 10 年～20 年

医療用器械備品 2 年～ 15 年

その他の器械備品 2 年～20 年

車両運搬具 2 年～ 6 年

2 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3 リース資産 リース期間定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については個々の債権回収可能性を勘案して計上しています。

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込み額のうち会計年度に負担すべき額を計上しています。

退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務の見額に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当会計年度末までの期に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異は、各会計年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌会計年度から費用処理しております。

役員退職給付引当金 役員に対して将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、計上しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

5. その他貸借対照表等作成の基本となる事項

有形固定資産の減価償却累計額 15,435,110 千円

6. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項
該当なし

7. 担保に供されている資産に関する事項

1. 担保に供されている資産

土地

340,948 千円

建物

2,566,752 千円

2. 担保に係わる債務

短期借入金

234,460 千円

長期借入金

1,097,165 千円

8. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

1. 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引の未経過リース料
車両運搬具

11,275 千円

2. 退職給付に関する注記

(採用している退職給付制度の概要)

職員の退職給付に備えるため、確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当会計年度の期首時点の計算において適用した割引率は 1.20%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を 3.08%に変更しております。

(確定給付制度における退職給付債務及びその内訳)

(1) 退職給付債務	2,502,117 千円
(2) 年金資産	千円
(3) 未認識退職給付債務 (1) + (2)	2,502,117 千円
(4) 未認識数理計算上の差異	417,262 千円
(5) 未認識過去勤務費用	千円
(6) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5)	2,919,380 千円
(7) 退職給付引当金	2,919,380 千円

(確定拠出年金制度)

確定拠出年金制度への要拠出額は 78,282 千円です。

3. 補助金等の会計処理及び内訳並びに交付者、損益計算書への影響額

補助金等については、以下の通り、事業収益に計上しております。

内訳：地域医療確保緊急臨時支援事業支援金

交付者：東京都 87,676 千円
内訳：救急医療体制整備事業補助金 交付者：東大和市 33,524 千円

内訳：病院勤務者環境改善事業補助金

交付者：東京都 17,514 千円
内訳：臨床研修費等補助金 交付者：東京都 8,379 千円

内訳：病院賃上げ支援補助金 交付者：厚生労働省 49,056 千円

内訳：病院物価支援補助金 交付者：東京都 244,824 千円

内訳：医療機関物価高騰緊急対策支援金

交付者：東京都 5,182 千円
内訳：認知症医療センター補助金 交付者：東京都 21,762 千円

内訳：生産性向上職場環境整備等支援金 交付者：東京 23,360 千円

内訳：小児産科救急医療受入推進事業補助金

交付者：東京都 44,560 千円
内訳：院内保育事業補助金 交付者：東京都 5,313 千円

内訳：救急搬送患者受入体制強化補助金

交付者：東京都 6,336 千円

内訳：武蔵村山市公的病院等運営費補助金

交付者：武蔵村山市 52,739 千円
内訳：東京都居住支援特別手当補助金 交付者：東京都 7,624 千円

4. 税効果会計関係

「所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後開始する会計年度より防衛特別法人税が新設されることとなり、長期一時差異に係る法定実効税率が変更となりました。

それに伴い、令和 8 年 4 月 1 日以後開始する会計年度において解消が見込まれる長期一時差異（退職給付引当金 128,496 千円）に係る繰延税金資産を修正しました。修正額 513 千円（税率差 0.4%×128,496 千円）は法人税等調整額に計上しています。